

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金があり、平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万人、第二種が約92万人となっている。

しかしながら、近年、貸与者及び貸与金額が増加するなか、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入したほか、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、さまざまな制限があることなど問題点が指摘されている。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できるよう、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するほか、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 収入が一定額を超えた場合に、所得に応じた返還ができる所得連動返還型の奨学金を創設すること。
- 3 授業料減免の充実とともに、無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○財務大臣 ○文部科学大臣

全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援と肝炎ウイルス検診の更なる推進を求める意見書

我が国のウイルス性肝炎患者・感染者は厚生労働省の調べで、現在約250万人にものぼり、現在の年間死亡者数は約35,000人いるとされる。いまだ1日約100人が命をうばわれている。

平成21年に成立した肝炎対策基本法の前文では、国はその責任を認め、集団予防接種と同様に、一般医療でも注射器等医療器具の消毒や取替えが不十分なことや長期の売血制度による輸血等での血液感染がウイルス性肝炎の蔓延を拡大させたとされている。

このような事情を受け、肝炎対策基本法第15条には「国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ、適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とあり、附則では「肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされている。

しかし、現行の医療費助成の対象は、抗ウイルス治療や重症化予防のための検査費用であり、主として症状が軽い患者が対象となる。

一方、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については認定基準が一部改正され、また、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）も平成28年度より認定基準の緩和が予定されており、医療費助成の対象が拡大されるが、対象となる患者は限定される。

そのため、肝硬変・肝がん患者の療養支援の強化、取り分け医療費助成の実現は、高齢化・重篤化が進む肝炎ウイルス感染者にとって最も重要で急がれる課題となっている。

また、肝炎ウイルス検査を受けていないウイルス感染者を早期に発見し治療に結び付けることは、国民病であるウイルス性肝炎を克服するための根幹となる対策である。しかし、いまだウイルス検査の受検率は十分とは言えず、さらにウイルス検査で陽性であることが判明しても必ずしも有効な治療に結び付かない現状が指摘されており、一層のウイルス検査受検推進と陽性者へのフォローアップを進めることが求められている。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を要望する。

記

- 1 全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る医療費の助成制度創設を早急に検討し進めること。
- 2 肝炎ウイルス未受検者への一層の受検推進及び検査陽性者を治療に結び付けるより効果的な取り組みを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○厚生労働大臣 ○財務大臣 ○法務大臣